2026文議第900号
令和８年11月17日

文京区議会議員　殿

文京区議会議長
市村　やすとし

請　願　の　付　託　に　つ　い　て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民（５件）	第 29 号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
	第 30 号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
	第 31 号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
	第 32 号	大震災が起きた際の「在宅避難」を巡り、安否確認や健康状態、相談対応の必要性を含めた実態把握の方法や支援のあり方について、具体策を定め区民と情報共有することを求める請願
	第 33 号	「災害ケースマネジメント」の重要性と必要性を文京区民にわかりやすく説明し、「実施の手引」の作成を求める請願
厚生（３件）	第 34 号	新型コロナワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
	第 35 号	ＨＰＶワクチンおよび新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立を求める請願
	第 36 号	シルバーパスを区の補助で 1,000 円にすることを求める請願
建設（３件）	第 37 号	地震列島日本において、耐震性が極めて脆弱で危険性の高い「原子力発電所」の廃止を求める請願
	第 38 号	みどりを大切にし、樹木の保全を徹底するため「樹木憲章」や「樹木保全条例」の制定を検討するとともに、新たな指標として「樹冠被覆率」を導入するよう求める請願
	第 39 号	家庭ごみ有料化を行わないよう東京都に求める請願
議会運営（１件）	第 40 号	文京区議会での議論を活性化・活発化し、文京区民がこれまでより高い関心を持つようにする工夫を求める請願

請　願　文　書　表

受理年月日及び番号	令和８年１１月１３日　　第２９号・３０号	
件名	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願	
請願者	29 号	文京区本駒込１－２－５ルネ文京白山 一般社団法人本郷青色申告会 会長　松岡隆司
	30 号	文京区小日向１－１－８－１０１ 一般社団法人小石川青色申告会 会長　赤司幸勇
紹介議員	石沢　のりゆき　　豪一 沢田　けいじ	
請願の要旨	次頁のとおり	
付託委員会	総務区民委員会	

請願理由

中東情勢の不安や近年の物価高騰、人件費の上昇、エネルギー・原材料価格の高止まりなどにより、多くの事業者が厳しい経営環境に置かれています。加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応など、制度改正に伴う事務負担も増加しており、青色申告者をはじめとする小規模事業者は、経営と事務負担の双方に大きな影響を受けています。

特に、飲食業や小売業では仕入価格や人件費の上昇により価格転嫁が十分に進まず、利益の確保が困難な状況が続いています。また、製造業や建設業においても資材価格の高騰や人手不足の影響により採算が悪化し、事業継続に不安を抱える事業者が少なくありません。

このような状況の中、東京都独自の固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止された場合、小規模事業者の事業継続に深刻な影響を及ぼすだけでなく、地域経済や都民生活にも大きな影響を与えることが懸念されます。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係るこれらの軽減措置について、令和９年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

請願事項

１　小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置を、令和９年度以後も継続すること。

２　小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を２割減額する減免措置を、令和９年度以後も継続すること。

３　商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を 65%に引き下げる減額措置を、令和９年度以後も継続すること。

請　　願　　文　　書　　表	
受理年月日 及び番号	令和８年１１月１３日　　第３１号
件　　名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
請　願　者	文京区本駒込５－１５－１２ 新日本婦人の会文京支部 支部長　小竹　紘子
紹介議員	板倉　美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

場外馬券売り場（後楽園オフト）は、1987 年特別区競馬組合からの要請を受け、1 年限りの仮設発売所として設置されましたが、約束は守られず、今では黄色いビルに移転、常設の販売所として設置されています。

ここ後楽園では、かつて戦後復興財源として公営ギャンブルの競輪が行われていました。交通渋滞、盗難、家庭崩壊、青少年非行、学校への悪影響等から、区民の反対運動が盛り上がり、都民の世論となって、革新都政のもと 1973 年 3 月に廃止されました。

それが 1987 年東京ドーム上棟式で、突然競輪バンクを含む施設が作られていることが発表され、区民の怒りとともに“競輪復活反対”の世論と運動が広がり、2004 年には区長も反対を表明、競輪復活とはなりませんでした。

今ギャンブル依存症が大きな問題となっています。ギャンブル依存症対策として、本人や家族の申し出で馬券売場などに入場を制限する制度で、後楽園オフトでも 10 人近い人がいると聞いています。

ネット販売が 9 割を占める状況のいま、依存症をなくしていく立場からも、ギャンブル施設を撤去することは重要です。

「文の京」文京区からギャンブルの問題点を発信し、場外馬券売り場の撤去を働きかけて下さるよう請願いたします。

請願事項

１　場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。

２　中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請　　願　　文　　書　　表	
受理年月日及び番号	令和８年１１月１３日　　第３２号
件　　名	大震災が起きた際の「在宅避難」を巡り、安否確認や健康状態、相談対応の必要性を含めた実態把握の方法や支援のあり方について、具体策を定め区民と情報共有することを求める請願
請　願　者	文京区千石４－３５－１６ 「文の京」Future Design Initiative 屋和田　珠里
紹介議員	石沢　のりゆき
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

災害時の避難のあり方のひとつとして文京区 HP を確認すると「在宅避難のお願い」のページがあり、「在宅避難 VR」や「在宅避難リーフレット」、「在宅避難時の防災用品あっせん案内」はありますが、区民が「在宅避難」した後、区においていかに実態を把握し、必要な対応策を講じるかのページがなく、区民にしてみれば「在宅避難」後の生活に不安が募ります。

特に、要配慮者の「在宅避難」に関してはきめ細かな実態把握が欠かせず、相談対応の必要性が高いにもかかわらず、二重三重の“セーフティネット”が見当たりません。

そこで、貴議会において、大震災が起きた際の「在宅避難」を巡り、安否確認や健康状態、相談対応の必要性を含めた実態把握の方法や支援のあり方が明確になっていないので、具体策を定め区民と情報共有するよう区長に求めていただきたく、請願いたします。

請願事項

1　大震災が起きた際の「在宅避難」を巡り、安否確認や健康状態の実態把握の方法について具体的に定め、予め区民と情報共有してください。
2　大震災が起きた際の「在宅避難」を巡り、単に実態把握するだけでなく、相談対応も必要になることから、どのような体制でどのように臨むのか具体的に定め、予め区民と情報共有してください。
3　大震災が起きた際の「在宅避難」する区民に対し、いかに効率的に支援物資を届けるか、具体的に定め、予め区民と情報共有してください。
4　上記 1～3 に関し、要配慮者について、いかに安否確認や健康状態の実態把握をするか、相談対応の必要性を把握するかなど具体策をきめ細かく定め、予め区民と情報共有してください。

請　　願　　文　　書　　表	
受理年月日及び番号	令和８年１１月１３日　　第３３号
件　　名	「災害ケースマネジメント」の重要性と必要性を文京区民にわかりやすく説明し、「実施の手引」の作成を求める請願
請　願　者	文京区千石４－３５－１６ 「文の京」Future Design Initiative 屋和田　珠里
紹介議員	小林　れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

災害による被害や生活上の困難は、一人ひとり異なります。

住まい、健康、介護、障害、家計などの課題を把握し、必要な支援につなぎ、生活再建まで継続して支える「災害ケースマネジメント」が必要です。

そのためには、平時から区の担当部署や関係機関の役割を明確にし、相談の受付から支援、引継ぎまでの体制と手順を整えておくことが欠かせません。自ら相談できない人や、避難所に来ていない人にも支援が届く仕組みが求められます。

また、区民が必要なときに相談できるよう、相談窓口や受けられる支援を分かりやすく知らせる必要があります。

そこで、以下の事項を区長に求めていただきたく、請願いたします。

請願事項

1　災害ケースマネジメントを担う部署を明確にし、防災・福祉・保健・住宅等の関係部署及び関係機関が連携して、生活再建まで継続的に支援する体制を整えてください。

2　相談受付、生活状況や支援ニーズの把握、支援の実施、担当者や関係機関への引継ぎ、その後の状況確認までの手順を定めた実施の手引きを作成してください。自ら相談することが難しい人や在宅避難者等への訪問など、支援を届ける方法も盛り込んでください。

3　相談窓口や受けられる支援について、区ホームページや紙媒体等を通じて、区民に分かりやすく周知してください。

請　願　文　書　表	
受理年月日及び番号	令和８年１１月１３日　　第３４号
件　名	新型コロナワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
請　願　者	[redacted]
紹介議員	関川　けさ子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

新型コロナワクチンは、従来型のワクチンとは異なる「mRNA ワクチン」です。この「mRNA ワクチン」は、人類にはじめて使用された遺伝子ワクチン（遺伝子導入製剤）です。新型コロナワクチンは、異例の 1 年未満で実用化されました。2021 年、「治験中」の新型コロナワクチンは「努力義務」となり、文京区民の 70.8%（162,494 人）が接種しました。そして現在、医師や医療機関からの国への新型コロナワクチン接種後の「副反応疑い報告」は、67,000 人以上、死亡者は 2,300 人以上と大きな健康被害を生んでいます。

しかし、この健康被害は「氷山の一角」と指摘されています。各自治体には、「ワクチン接種日」や「死亡日」などの記録があります。例えば、愛知県一宮市（人口約 37 万人）では、新型コロナワクチン接種後 10 日以内に死亡した人が 204 人いますが、「副反応疑い報告」で国に報告されたのは 0 件です。また、大阪府泉大津市（人口 7 万人）でも新型コロナワクチン接種後 14 日以内に死亡した人が 58 人いますが、「副反応疑い報告」で国に報告されたのは 0 件です。文京区は情報公開請求（最終接種日と死亡日）で不開示のため実態はわかりませんが、現実は国が公表している被害者数よりも多くの人が健康被害を受けている可能性があるのです。

文京区民にも新型コロナワクチン接種後の健康被害が出ており、死亡一時金、障害年金、医療費などが国の「予防接種健康被害救済制度」で認定されています。「予防接種健康被害救済制度」への申請には、ワクチン接種後の体調不良に関する医療機関のカルテが必要です。医師法では、カルテの保存期間は 5 年です。そのため、2021 年 2 月から始まった新型コロナワクチン接種で体調不良になり医療機関を受診した際のカルテは、2026 年 2 月以降に破棄が始まっている可能性があります。文京区民からは 4 年前の健康被害救済の申請が複数件行われており、5 年を超えて申請が行われる可能性も十分想定されます。日本医師会「医師の職業倫理指針」では、カルテの永久保存が推奨されています。大阪府では「カルテの保存期間の延長を求める意見書」が全会一致で可決されています。また、2026 年 9 月にも福井県若狭町で「新型コロナワクチンに関する意見書」が全会一致で採択され、「申請の根拠となるカルテ等の医療記録を長期保存する等の適切な保存・活用に向けた仕組みづくりや証拠資料が不足する場合でも審査を進められる柔軟な運用の構築を図ること」を国に求めています。

長年にわたり薬害問題に取り組んでいる福島雅典京都大学名誉教授は、今回の新型コロナワクチンを「未曾有の薬害」と指摘しています。将来的に国が薬害と認定した場合、接種当時の症状が分かるカルテがないと、当時の症状が証明できず、区民の救済認定が困難になる可能性もあります。また、現在は原因不明とされるワクチン接種後の症状も、今後研究が進めば将来的に救済されるかもしれません。救済できる区民は一人でも救済できるよう、区としての責任を果たして下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

1　新型コロナワクチンが将来的に薬害となる可能性も想定し、カルテが破棄されることによって当時「治験中」のワクチンを接種した 16 万人以上の区民が将来にわたり不利益を被ることがないよう対策を行うこと。

2　区のホームページで、カルテの破棄が始まっていることや「予防接種健康被害救済制度」への申請希望者は破棄になる前にカルテを入手するよう迅速に広報すること。

3　新型コロナワクチンによる健康被害者救済のため、「予防接種健康被害救済制度」への申請に必要な特例臨時接種時のカルテや死亡診断書等の保存期間の延長を国に求めること。

4　新型コロナワクチン接種に関する文京区が保有するデータ（最終接種日、死亡日、死因など）を集計・分析し文京区民の健康被害の実態を調査すること。

請　願　文　書　表	
受理年月日及び番号	令和８年１１月１３日　　第３５号
件　名	ＨＰＶワクチンおよび新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立を求める請願
請　願　者	[redacted]
紹介議員	関川　けさ子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

日本は薬害を繰り返してきた歴史があります。毎年 8 月 24 日は「薬害根絶デー」で薬害被害者団体が国と交渉し、薬害をなくすための取り組みを行っています。薬害被害者団体の中には、HPV ワクチンと新型コロナワクチンによる健康被害者もいます。現在、HPV ワクチンと新型コロナワクチンは、健康被害者や遺族による「国に対する集団訴訟」が起きています。

HPV ワクチンは、副反応問題が表面化して積極勧奨が差し控えられていましたが、2022 年に積極的接種勧奨が再開されました。HPV ワクチンの「副反応疑い報告」は、計 4,684 件（約 1,450 人に 1 人発生）で、うち重篤が 2,711 件（約 2,500 人に 1 人発生）にのぼっています（厚労省副反応検討部会 2026.4.22）。これは、他の定期接種 13 種類の平均に比べ、「副反応疑い報告」の頻度は 7.3 倍、そのうち重篤なものの頻度も 5.7 倍という多さです。HPV ワクチンの副反応症状の特徴は、頭痛、全身の疼痛、知覚過敏、脱力、不随意運動、歩行障害、激しい倦怠感、睡眠障害、記憶障害、学習障害など、多様な症状が一人の方に重複して出ることです。

新型コロナワクチンは、2021 年に「努力義務」とされ、文京区民の 70.8%（16 万人以上）が接種をしました。新型コロナワクチンの「副反応疑い報告」は、67,000 件以上、死亡者も 2,300 人以上でワクチン史上最大の健康被害になっています。

多くの区民が接種している 2 つのワクチンですが、接種後の健康被害に対する治療法は確立していません。全国の多くの被害者が今もなお苦しんでいます。健康被害の特徴として一般的な検査では原因が見つからないことも多く、受診した医療機関（HPV ワクチンでは、国が指定した協力医療機関）で心因性と決めつけられ、詐病扱いされるなど差別や偏見に苦しむ患者もいます。「水俣病」でも原因が特定される前は、「精神的なヒステリー」とされた歴史があります。

新型コロナワクチン（mRNA ワクチン）は人類にはじめて使用された遺伝子ワクチン（遺伝子導入製剤）ですが、これからインフルエンザなど様々な予防接種に応用されようとしています。HPV ワクチンは、女子に加えて男子も公費助成されて無料になりました。HPV ワクチンも新型コロナワクチンも接種後に現れる多様な症状は、日本と海外で共通しています。健康被害にあった際、治療法が確立していることが重要です。接種事業と救済はセットです。救済できる区民は一人でも救済できるよう、区としての責任を果たして下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

1　HPV ワクチンおよび新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立と診療体制の確立を国に求めること。

請　　願　　文　　書　　表	
受理年月日及び番号	令和８年１１月１３日　　第３６号
件　　名	シルバーパスを区の補助で 1,000 円にすることを求める請願
請　願　者	文京区本駒込５－１５－１２ 新日本婦人の会文京支部 支部長　小竹　紘子
紹介議員	関川　けさ子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

シルバーパスの無料化については、区民の強い要望で繰り返し論議され 2025 年より 20,510 円がようやく 12,000 円に値下げされました。しかし区民の願いである無料化には遠いものがあります。

また、今年の 10 月から PASMO に移行するため現在 PASMO を所持していない人にはさらに 1,000 円の負担が生じます。

その一方で、すでに負担額を 1,000 円～2,000 円に軽減した自治体は 7 区になり、さらに来年度からは 2 区が加わり東京都全体では 9 区に広がります。

文京区においても区民の負担軽減のため区の補助をシルバーパスに行うことを求めます。

請願事項

１　シルバーパスを区の補助で誰でも 1,000 円負担で所持できるようにすること。

請　願　文　書　表	
受理年月日及び番号	令和８年１１月１３日　　第３７号
件　名	地震列島日本において、耐震性が極めて脆弱で危険性の高い「原子力発電所」の廃止を求める請願
請　願　者	[redacted]
紹介議員	金子　てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

2011 年、福島第一原発事故の後に発令された「原子力緊急事態宣言」は、未だに解除されていません。溶け落ちた核燃料（デブリ）は、状況把握すら困難を極め、取り出しの見通しも立たない状況です。東日本大震災では「地震」と「津波」に「原発事故」の破壊が重なり、世界でも類を見ないほど甚大な被害になりました。

日本列島は活断層の上に乗っています。阪神淡路大震災以降、すべての都道府県で震度 5 以上の地震が観測されています。今年も大きな地震災害がありました。さらに、南海トラフ地震は「今後 30 年以内に 70～80%の確率」で起こるといわれています。

地震大国であるにもかかわらず、日本の原発はしっかりとした耐震設計になっていません。「日本の原発は、民間のハウスメーカーの耐震住宅よりも耐震性がはるかに低い」と元福井地方裁判所長の樋口英明氏は指摘しています。民間の耐震住宅は、平均 3,400 ガルの揺れに耐える設計になっています（震度 7 は 1,500 ガル以上・震度 6 強は 830～1,500 ガル）志賀原発（能登半島地震の震源地近くにあり運転停止中だった）の耐震性は、建設当初が 490 ガル、その後引き上げられ現在は 1,000 ガルで安全審査を申請しています。能登半島地震では、志賀原発の外部電源の一部が変圧器の油漏れによって使用不能になりました。

高い安全性を求められるはずの原発ですが、不正の発覚が相次いでいます。2026 年 9 月、浜岡原発（静岡県）で想定する地震の揺れに関するデータ捏造が発覚して再稼働申請の取り下げがありました。その他にも東海第二原発（茨城県）の防潮基礎工事不良の隠蔽、敦賀原発 2 号機（福井県）の審査で地質データ書き換え、福島第一・第二原発と柏崎刈羽原発（新潟県）での損傷隠し、志賀原発（石川県）の臨界事故隠しなどが起きています。

原発は、「トイレのないマンション」に例えられます。1966 年に日本の原発の運転が始まって以来、今日まで生み出された放射性廃棄物（核のゴミ）の量は広島原爆 120 万発に相当します。国はその処分方法を地下に埋めるという案を提示しています。放射能の強さが 1000 分の 1 になるまで、プルトニウムは 24 万年かかります。ひとたび大地震に襲われれば、たとえ厳重に保管されていたとしても、膨大な高レベル放射性物質が環境に飛び出してくる恐れがあります。地震だけでなく、テロやミサイルで狙われる危険性もあります。事故が起きれば影響は広範囲に及びます。ここ東京も安全圏ではありません。2 年近い（2013 年 9 月～15 年 8 月）「稼働原発ゼロ」を経験し、日本社会は原発なしでやっていけることも明らかです。福島の原発事故では、多くの人々が故郷をなくしました。原発は、文京区民の将来の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあるものです。他人事ではないのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

1　地震列島日本において、耐震性が極めて脆弱で危険性の高い「原子力発電所」の廃止を国に求めること。

請　　願　　文　　書　　表	
受理年月日及び番号	令和８年１１月１３日　　第３８号
件　　名	みどりを大切にし、樹木の保全を徹底するため「樹木憲章」や「樹木保全条例」の制定を検討するとともに、新たな指標として「樹冠被覆率」を導入するよう求める請願
請　願　者	文京区千石４－３５－１６ 「文の京」Future Design Initiative 屋和田　珠里
紹介議員	石沢　のりゆき
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

日本の自治体のみならず、先進各国の主な都市で、都市環境の改善を図ろうとさまざまな取り組みがされています。

「樹木憲章」はそのひとつであり、「文の京」としてみどりを大切にする精神を涵養する意味でも「憲章」の策定は有効と考えます。また、さらに1歩進めて、千葉市を参考に「緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」のような内容の条例を制定することも大切であると考えます。

また、みどりの量や質、さらにそれらの評価手法や“見える化”の工夫も重要性を増していることから、文京区においても「樹冠被覆率」を導入し、「文京区みどりの基本計画」において「樹冠被覆率」を盛り込み、これを引き上げる目標を掲げることも必要です。

「樹冠被覆率」を巡っては、杉並区で「積極的に研究」するとしており、府中市では算出しています。神奈川県川崎市も指標として導入することを決めています。

そこで、文京区においても「文の京」のみどりを大切にし、樹木の保全を徹底するため、「樹木憲章」や「樹木保全条例」の制定を検討するとともに、みどりに関する新たな指標として「樹冠被覆率」を導入するよう区長に求めていただきたく、請願いたします。

請願事項

1　文京区においてみどりを大切にし、樹木の保全を徹底するため、(仮称)「文の京」樹木憲章の制定を検討してください。
2　文京区においてみどりを大切にし、樹木の保全を徹底するため、千葉市の「緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」を参考に、樹木保全条例の制定を検討してください。
3　みどりの保全の新しい指標として「樹冠被覆率」の導入を検討してください。
4　「文京区みどりの基本計画」において「樹冠被覆率」を盛り込み、これを引き上げる目標を掲げてください。

請　　願　　文　　書　　表	
受理年月日 及び番号	令和８年１１月１３日　　第３９号
件　　名	家庭ごみ有料化を行わないよう東京都に求める請願
請　願　者	文京区本駒込５－１５－１２ 新日本婦人の会文京支部 支部長　小竹　紘子
紹介議員	金子　てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

東京都の小池知事が 23 区の家庭ごみ有料化を表明し、23 区の区長会でつくる特別区長会も 3 月、ゴミ減量策として家庭ごみ有料化の「実現に向けた検討を進める」方針を示しています。東京都の資源環境・廃棄物処理計画でも「有料化の導入に向けた検討を促す」としています。

都が、家庭ごみ有料化の理由に埋め立て処分場が 50 年後に満杯になるといいますが、埋め立て量の約 75%はしゅんせつ土や建築の発生土だとされており、その抑制こそが必要ではないでしょうか。事業系ごみの分別収集や、製造する企業の責任を明確にする「拡大生産者責任」に基づき、製造段階からごみの発生を抑制し、大量生産・大量消費・大量廃棄を改め、ごみを大本から減量することこそ重要だと考えます。

家庭ごみの収集・処理は、23 区では行政が住民税などを財源に公費で行っており、有料化は実質的には増税となるものです。物価高騰が止まらず、賃金が上がらずくらしが大変な中で、全住民を対象とする負担増は容認できません。

請願事項

1　貴議会から家庭ごみ有料化を行わないよう、東京都に求めてください。

請　　願　　文　　書　　表	
受理年月日及び番号	令和８年１１月１３日　　第４０号
件　　名	文京区議会での議論を活性化・活発化し、文京区民がこれまでより高い関心を持つようにする工夫を求める請願
請　願　者	文京区千石４－３５－１６ 「文の京」Future Design Initiative 屋和田　珠里
紹介議員	小林　れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	議会運営委員会

請願理由

文京区議会を今より開かれたものにし、区議会での議論を活性化・活発化し、文京区民がこれまでより高い関心を持つようにする必要があります。そのための小さな工夫のひとつとして、文京区議会会議規則において制限されている「質問の回数」を緩和する必要のほか、区長や区職員も反問や反論をできるようにすることが求められます。

質問の回数を増やしたり、反問権・反論権を付与したりすると、審議時間が延びることが想定されますが、文京区議会は通年議会の仕組みを採用しており、区議会 HP でも「通年議会のメリットとして」「審議時間の拡充」を挙げていることから、問題ないはずです。

そこで貴議会における議論を活発化し、より区民に開かれた議会にして文京区民がこれまで以上に区議会に関心を持つようにするため、下記を請願いたします。

請願事項

1　文京区議会本会議の一般質問において、議員が通告した最初の質問主題の要旨 1 項目を質問した後、その質問項目について区長や理事者などが答弁し、その後も質問項目ごとに質問し、区長などが答弁する「一問一答方式」を取り入れてください。